

# 香川県報



第 44 号

平成 18 年

6月6日(火曜日)

## 目次

（●印は、県法規集掲載事項）ページ

- 告示 有害図書 の 指定 (青少年・男女共同参画課) 一
- 公告 漁船損害等補償法の規定による付保義務の消滅 (水産課) 二
- 公告 一般競争入札の実施 (県立病院課) 四
- 公告 大規模小売店舗立地法の規定による変更の届出(二件) (経営支援課) 四
- 公告 土地改良事業の同意 (土地改良課) 六
- 公告 県営農村振興総合整備事業に係る異種目換地の指定 ( ) 六
- 公告 農地保有合理化事業規程の変更承認 (農業経営課) 七
- 公告 監査委員公表 ( ) 七
- 公告 監査結果の公表 ( ) 七
- 公告 収用委員会公告 ( ) 七
- 公告 土地収用法施行令の規定による公示による通知 ( ) 一〇

## 告示

香川県告示第四百六十一号  
 香川県青少年保護育成条例（昭和二十七年香川県条例第二十二号）第八条第二項の規定により、次の図書を青少年の福祉を阻害するものとして指定した。  
 平成十八年六月六日

香川県知事 真鍋武紀

指定番号	指定年月日	種別	図 書 名	雑誌コード	発行所名	指定理由
89	平成十八年五月四日	コミック	COMIC ゲツツク 6月号(通巻8号)	13479 - 06	若生出版 (株)	内容が性的 感情を刺 激し、又 は甚だし く粗暴な 性を助長 する等少 年の福祉 を阻害す るおそれ がある。
90		雑誌	パシヤ 5月号(No.13)	17471 - 05	"	
91		"	月刊 GRACE 6月号(No.214)	03289 - 06	"	
92		"	Don't! 6月号(通巻239号)	06777 - 06	徳サン出 版	
93		コミック	comic Amour 6月号(No.198)	03801 - 06	"	
94		雑誌	若妻 6月号(VOL.36)	08841 - 06	徳バウハ ウス	
95		"	ゲツツク! 6月号(Vol.83)	07373 - 06	"	
96		"	PENT・JAPAN 6月号(通巻138号)	07933 - 6	徳ぶんか 社	
97		コミック	コミック まあるまん 6月号(通巻144号)	13701 - 6	"	
98		雑誌	多国籍ハーレム1 本当にあつたみだらな話 6月号増刊	18118 - 6	徳一水社	
99		"	Kissui 6月号(VOL.31)	02801 - 6	英知出版 (株)	
100		"	別冊ラブホー 5月号(通巻第50号)	17969 - 05	徳コアス カジン	
101		コミック	彼熱 SUPERデラックス 6月号(通巻22号)	07689 - 6	徳セナン 新社	

102	"	ナナイキッー 6月号(通巻4号)	06909 - 6	徳竹書房
103	"	COMICペンギンセラフ COMICペンギンクラフ 6月号増刊 (Vol. 002)	18000 - 6/5	辰巳出版 株式会社
104	雑誌	Badi 6月号(通巻4号)	07485 - 06	旬ララ出版
105	"	AV open オンライン通信 6月号増刊	02190 - 6	徳東京三 世社
106	"	DOPE 6月号 (SUPREME-078)	16639 - 6	徳ベスト セラーズ
107	"	Street SUGAR mini	64182 - 17	徳又ガジ ンマガジ
108	"	KEITAI BANDI-Ts 6月号(通巻60号)	13319 - 6	川リオン 田坂社
109	"	おとこの遊藝地 6月号 (No.178)	02065 - 06	徳ライブ 社
110	"	Chuッスベシナル 6月号(通巻第60号)	16151 - 6	徳Dニ スガジン社

香川県告示第四百六十一号  
漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第百十三条の二第一項第一号の規定により、牟礼加入区について、平成十四年香川県告示第四百二十号による保険に付すべき義務は、平成十八年六月三日限り消滅したので告示する。  
平成十八年六月六日

公 告

香川県知事 真 鍋 武 紀

次のとおり一般競争入札(以下「入札」という。)を行うので、特定調達契約に関する

香川県会計規則の特例に関する規則(平成十七年香川県規則第八十五号)第六条の規定により読み替えられた香川県会計規則(昭和三十九年香川県規則第十九号。以下「規則」という。)第百六十六条の規定により公告する。  
なお、本公告における調達は、WTO(世界貿易機関)に基づく政府調達に関する協定(平成七年条約第二二三号)の適用を受けるものである。  
平成十八年六月六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 入札に付する事項
  - 1 購入物品名及び数量 CT装置 一式
  - 2 購入物品の要求諸元 仕様書による。
  - 3 納入場所 香川県立白鳥病院
  - 4 納入期限 平成十八年十二月一日
  - 5 入札方法  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の五パーセントに相当する金額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
- 二 契約書作成の要否 要
- 三 契約の内容を示す日時及び場所等 (入札説明書の交付等)
  - 1 入札説明書の交付  
平成十八年六月六日から平成十八年六月二十七日まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日(以下「休日」という。)を除く午前八時三十分から午後五時)  
郵便番号七六〇 八五七〇 高松市番町四丁目一番一〇号 香川県健康福祉部県立病院課総務・財務グループ 電話番号〇八七 八三二 三三二〇 FAX〇八七 六二〇〇五九
  - 2 入札説明会の日時及び場所

平成十八年六月二十七日 午後二時 香川県立白鳥病院五階会議室

3 現場下見の日時及び場所

平成十八年六月二十七日 午後三時 香川県立白鳥病院

四 契約の内容に関する質問の受付

契約の内容に関する質問がある場合には、平成十八年六月三十日正午までに、三の1に示した場所等に対し文書で行うこと。（文書はFAXも可とする。）

回答は、平成十八年七月六日から平成十八年七月十八日まで（休日を除く午前八時三十分から午後五時まで）香川県健康福祉部県立病院課で閲覧に供する。

五 入札及び開札を行う日時及び場所

平成十八年八月十日 午後二時 香川県庁本館十二階第七会議室

六 郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条九項に規定する特定信書便事業者

による同条第二項に規定する信書便（以下「信書便」という。）による入札の可否可とする。ただし、郵便にあつては書留親展に、信書便にあつては郵便における書留親展に相当する方法に限る。（郵便又は信書便による入札書の受領期限は、平成十八年八月九日午後五時までとする。）

七 入札保証金及び契約保証金

規則第二百五十二条各号に該当する場合は減免するので、減免を希望する者は、平成十八年七月十八日午後三時までに入札又は契約保証金減免申請書を香川県健康福祉部県立病院課に提出すること。

八 入札者の参加資格

次に掲げる要件を満たす者であること。

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の四の規定に該当しない者であること。

2 香川県が発注する物品の買入れ等の契約に係る競争入札参加資格において、本公告日現在A級に格付けされている者であること。

なお、本公告日現在A級に格付けされていない者にあつては、平成十八年七月十八日までに「競争入札参加資格審査申請書」を香川県出納局会計課に提出して、A級格

付けの可否の審査を受けること。

3 香川県が発注する物品の買入れ等の契約に係る指名停止措置を現に受けていない者であること。

4 本公告に係る入札説明書の交付を受けた者であること。

5 薬事法（昭和三十五年法律第四十五号）第三十九条第一項の規定に基づく医療用具の販売業の許可を受けた者であること。

6 応札しようとする物品が、入札説明書又は仕様書に示す特質等を有することを示す機能・諸元証明書を提出した者であること。

7 本公告に示した調達物品及び数量を、当該物品の製造者、販売代理店又は輸入代理店の出荷証明等により、入札説明書又は仕様書で指定する日時及び場所に確実に納入することができることを証明した者であること。

8 本公告に示した調達物品に係る迅速な維持補修サービスの体制が整備されていることを証明した者であること。

九 入札者に要求される事項  
入札に参加を希望する者は、八の5、6、7及び8の要件を満たすことを証明する書類を平成十八年七月十八日午後三時までに、三の1に示した場所に提出し、当該書類に

関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

提出された書類の審査に合格した者に限り入札に参加できるものとし、審査の結果は、平成十八年七月三十一日までに通知する。

十 入札の無効  
本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかつた者のした入札及び規則第七十一条各号に掲げる場合における入札は、無効とする。

十一 入札又は開札の取消し又は延期による損害  
天災その他やむを得ない事由がある場合又は入札に関し不正行為がある等により明らかに競争の実効がないと認められる場合は、入札又は開札を取り消し、又は延期することがある。この場合、入札又は開札の取消し又は延期による損害は、入札者の負担とする。

十二 落札者の決定方法

規則第四百七十七条第一項の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

なお、入札結果は、香川県物品買入れ等に係る競争入札の周知及び公表に関する要綱に基づき公表する。

十三 落札の無効

落札者は、落札決定の通知を受けた日から五日以内に契約を締結しなければならず、この期間内に落札者の責めに帰すべき事由により契約書を作成しないときは、その落札は、無効とする。ただし、契約書を郵便又は信書便により送付する場合その他やむを得ない事由がある場合は、この期間を延長することができる。

十四 予約完結権の譲渡

落札者は、落札決定後契約締結までの間において、予約完結権を第三者に譲渡してはならない。

十五 その他

1 詳細は、入札説明書による。また、入札説明書の交付を受けることは入札者の参加資格でもあるので、三の1に示した日時及び場所において、交付を受けること。

2 契約手続において使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨とする。

十六 Summary

- 1 Nature and quantity of the products to be purchased: Computed Tomography, 1 set
- 2 Time-limit for tender : 2:00 p.m., August 10, 2006 (By mail, tenders must be submitted by 5:00 p.m., August 9, 2006)

3 Contact point for the notice : Prefectural Hospitals Division, Health and Welfare Department, Kagawa Prefectural Government, 4-1-10, Bancho, Takamatsu-shi, Kagawa-ken, Japan 760-8570. TEL 087-832-3310

4 We use the Japanese language and the Japanese yen in the procedures of the contract.

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項

の規定による変更の届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により、次のとおり公告する。

平成十八年六月六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 届出の概要

1 届出者の氏名又は名称及び住所

株式会社レディ薬局 愛媛県松山市南江戸四丁目三番三七号  
生活協同組合コープかがわ 高松市新北町一四番二七号  
筑前屋株式会社 高松市扇町二丁目一番一号

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

コープ扇町・ふとんとギフトのカネチ 高松市扇町二丁目三六〇番地二ほか

3 変更しようとする事項

(一) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

変更前 二、三九五平方メートル

変更後 三、〇五二平方メートル

(二) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

変更前 位 置 別図のとおり

収容台数 一〇六台

変更後 位 置 別図のとおり

収容台数 一四三台

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

変更前 位 置 別図のとおり

収容台数 八三台

変更後 位 置 別図のとおり

収容台数 一一九台

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

変更前 位 置 別図のとおり

面積 六六・一五平方メートル

変更後 位置 別図のとおり

面積 一一二・七四平方メートル

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

変更前 位置 別図のとおり

容量 三八・五七立方メートル

変更後 位置 別図のとおり

容量 四六・〇七立方メートル

(三) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において新たに小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

株式会社レデイ薬局

開店時刻 午前九時

閉店時刻 午後十時

(2) 来客が新たな駐車場を利用することができる時間帯

敷地内駐車場 (区画C)

午前八時四十五分から午後十時十五分

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

変更前 数 二箇所

位置 別図のとおり

変更後 数 三箇所

位置 別図のとおり

(4) 新たな荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

レデイ棟荷さばき施設

午前六時から午前九時

なお、「別図」は、省略し、その図面を三の1の場所において三の2の期間縦覧に供する。

4 変更年月日

平成十八年一月二十六日

5 変更する理由

コープ扇町・ふとんとギフトのカネチ店舗に隣接する店舗について、顧客の利便性を考慮し、一体利用とするため

二 届出年月日

平成十八年五月二十五日

三 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

1 縦覧場所

香川県商工労働部経営支援課及び高松市産業部商工労政課

2 縦覧期間

平成十八年六月六日(火曜日)から同年十月六日(金曜日)まで

四 意見書の提出

法第八条第二項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から四月以内(平成十八年十月六日(金曜日)まで)に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び高松市産業部商工労政課において当該公告の日から一週間縦覧に供する。

1 記載すべき項目

(一) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(二) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革

(三) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地

(四) 意見の内容

2 提出先

郵便番号七六〇 八五七〇 高松市番町四丁目一番一〇号

香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定による変更の届出があつたので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規

定により、次のとおり公告する。

平成十八年六月六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 届出の概要

1 届出者の氏名又は名称及び住所

株式会社コメリ 新潟県新潟市清水四五〇一番地一

大黒天物産株式会社 岡山県倉敷市堀南七〇四番地五

株式会社ベスト電器 福岡県福岡市博多区千代六丁目一番三三三号

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

坂出ショッピングセンター 坂出市入船町二丁目三三〇番一ほか

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所

大規模小売店舗において新たに小売業を行う者

株式会社大創産業 広島県東広島市西条吉行東一丁目四番一四号

4 変更年月日

平成十八年四月二十六日

5 変更理由

当該大規模小売店舗において新たな小売業の入店があつたため

二 届出年月日

平成十八年五月二十六日

三 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

1 縦覧場所

香川県商工労働部経営支援課及び坂出市環境経済部商工観光課

2 縦覧期間

平成十八年六月六日(火曜日)から同年十月六日(金曜日)まで

四 意見書の提出

法第八条第二項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目

に記載した書面を本日から四月以内(平成十八年十月六日(金曜日)まで)に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び坂出市環境経済部商工観光課において当該公告の日から一月間縦覧に供する。

1 記載すべき項目

(一) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(二) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革

(三) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地

(四) 意見の内容

2 提出先

郵便番号七六〇 八五七〇 高松市番町四丁目一番一〇号

香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる市町が当該下欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成十八年五月二十四日同意した。

平成十八年六月六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

市町名	土地改良事業名
高松市	単独県費補助土地改良事業中ノ丁地区
"	単独県費補助土地改良事業盛兼地区
"	単独県費補助土地改良事業奥谷下池地区
"	単独県費補助土地改良事業丸田地区
"	単独県費補助土地改良事業田井地区
三木町	単独県費補助土地改良事業南高原地区

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第三項において準用する同法第五十三条の二第一項の規定に基づき、県営農村振興総合整備事業三木北部地区（第二工区）において樹立する換地計画に関し、次の従前の土地は、非農用地区域に換地する土地として指定したので、同条第三項の規定により公告する。

平成十八年六月六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

従前の土地の表示

所 在	地 番	地 目	用 途	地 積
木田郡三木町大字池戸字四角寺	一一〇六七	畑	田	九一平方メートル
〃	一一〇六八	畑	田	三六八平方メートル
〃	一一四七	田	田	三四七平方メートル
〃	一一五三一	田	田	一八一平方メートル

農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第八条第一項の規定により財団法人香川県農業振興公社に係る農地保有合理化事業規程の変更の承認をしたので、同条第二項の規定において準用する同法第七条第五項の規定により公告する。

平成十八年六月六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 変更承認に係る農地保有合理化事業の種類

- 1 農地売買等事業
  - 2 農地売渡信託等事業
  - 3 農地貸付信託事業
  - 4 農業生産法人出資育成事業
  - 5 研修等事業
- 二 変更承認日  
平成十八年四月三日

### 監査委員公表

香川県監査委員公表第七号

平成18年4月7日付けで提出された住民監査請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定に基づき、監査の結果を次のとおり公表する。

平成18年6月6日

香川県監査委員 石 川 豊

同 同 辻 村 修

同 同 石 川 利 治

同 同 野 田 峻 司

第1 監査の請求

1 請求人

- |                     |       |
|---------------------|-------|
| 小豆郡小豆島町神懸通甲893番地    | 橋本 源一 |
| 小豆郡小豆島町神懸通甲1689番地 2 | 山西 克明 |
| 小豆郡小豆島町神懸通甲1510番地   | 森 俊夫  |
| 小豆郡小豆島町神懸通甲1675番地   | 山西 正三 |
| 小豆郡小豆島町神懸通甲1695番地 1 | 大橋 良一 |
| 小豆郡小豆島町神懸通甲1705番地 2 | 片山 孝  |
| 小豆郡小豆島町片城甲44番地25    | 森口 達夫 |

2 請求書の提出

平成18年4月7日

なお、同月20日に同日付け補正書の提出があった。

3 請求の内容

請求人提出の住民監査請求書における請求の要旨は、「一、小豆島町職務執行者並びに補助職員は、平成17年12月13日付けで、香川県小豆郡内海町神懸通甲1820番地所在の通称「落矢池」（以下落合池という）底地に関し、内海町名簿で所有権保存登記を行った。掛かる登記のため、小豆島町（旧内海町）は落矢池（落合池）水掛水路管理組合に対する補助金7,897,000円を執行した。（1号証）香川県知事真鍋武紀及び補

助職員は内海町保存登記にかかる上記土地を買収し公有財産購入費を内海町に支払った。後に落合池は18年2月9日付けで国土交通省に所有権移転登記されている。(2号証)

二. 当該落合池水利権者による管理は、元禄時代に遡ると伝承されている。管理については水利権者により受け継がれてきた水管理台帳に基づき自主的に全員一致を原則として円満に行われてきた。

昭和52年単独県費補助土地改良事業実施の際、共同事業として土地改良法第95条(土地改良事業の開始)に準拠して香川県の指導の下、全員一致の事業として取り組んでいる。(3号証)

三. ところが、平成17年11月25日招集人を藤本享三氏とする「落合池管理組合」結成総会が開催され、組合の設立、代表理事の選任並びに規約の制定が議決されたとしている。さらに、同規約に基づき同年12月8日の臨時総会において補償が満場一致で最終同意されたと説明されている。(4号証)加えて、当該臨時総会開催通知には、落合池底地所有権の処分に関する議題であることは記されていない。

四. しかし、被招集人と先祖から受け継がれた水管理台帳とは一致せず、だれが結成総会に出席し、何の権限で議決を見ることができたのか不明である。(5号証)

これら一連の手続を把握すべく、権利者が平成18年1月20日付けで内容証明郵便をもって「議事録」を藤本享三氏に請求したが受け取り拒否され、権利者等によって議事記録を共有することさえできない状態にある。(6号証)

五. 「落合池管理組合」設立から底地の売買に至る藤本享三氏による上記手続は、案内状の届かない権利者もあり、これを放置したままの招集であった。また、現に案内が行われた対象者が現在の権利者として適切かどうかの確認も無い。その上、委任状については「落合池の底地売買に関する招集である」旨を伝えないままの委任状により議決が行われているなど、その手続きは財産を処分するに足りる正当性を有しているとは言えない。そこで、水利権者ら21名が「落合(合)池底地売却に反対し、議決の白紙撤回を要求する」署名を平成18年4月7日小豆島町(旧)に提出した。(7号証)小豆島町(旧内海町)による落合池保存登記が依拠する「落合池管理組合」の設立、及び議決は違法といわざるを得ず、従って保存登記及び所有権移転登記、及び内

海町による補助金(又は補償金)の執行並びに香川県による公有財産購入費の執行も違法である。

六. 従って、香川県による公有財産購入費支払いの返還を求める。」(以上請求書原文(平成18年4月20日付け補正書による補正後のもの)のまま)というものである。(事実証明書省略)

第2 請求の受理

本件請求については、平成18年4月20日付け補正書が提出され補正が行われたことにより、地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条所定の要件を具備しているものと認め、同月27日にこれを受理した。

第3 監査の実施

1 監査対象事項

請求人の請求内容から判断して、別当川総合開発事業(内海ダム再開発)(以下「内海ダム再開発事業」という。)のために、平成18年1月10日に香川県(以下「県」という。)が小豆郡内海町(同年3月21日に小豆郡地田町と合併して小豆郡小豆島町となる。以下「内海町」という。)との間で締結した土地(所在地:小豆郡内海町大字神懸通字柴中甲1820番。以下「本件土地」という。)の売買契約に基づく県の土地代金の支払が違法又は不当であるか否かについて監査を実施した。

2 監査対象部局

政策部小豆総合事務所

3 請求人による証拠の提出及び陳述

請求人に対して、地方自治法第242条第6項の規定に基づき、平成18年5月11日に証拠の提出及び陳述の機会を設けたところ、同日に請求人のうち橋本源一、山西克明、森俊夫及び森口達夫の4名の出席があり、請求の趣旨を補充する陳述が行われるとともに、その要旨を記載した陳述書の提出があった。

なお、請求人から新たな証拠の提出はなかった。

第4 監査の結果

本件請求については、監査委員の合議により、次のとおり決定した。  
本件請求は、理由がないものと認める。



以下、その理由について述べる。

1 事実関係の確認

関係書類等を調査するとともに、政策部小豆総合事務所、土木部用地対策室及び同部河川砂防課並びに小豆郡小豆島町の関係職員から事情を聴取して、次の事項を確認した。

(1) 内海ダム再開発事業について

内海ダム再開発事業は、現在の内海ダム直下流に新しいダムを建設するとともに、流下能力の不足する一部区間の河川改修を行い、河川の氾濫を防ぐ事業であり、建設されるダムは、洪水調節、流水の正常な機能の維持、新規の上水道用水の供給を目的とした多目的ダム（総貯水容量約106万 $m^3$ ）である。平成9年度に国の補助事業として調査を開始し、平成14年度に建設事業に採択され、総事業費は約185億円である。早期整備を目指して平成16年度末から用地買収が進められており、平成18年3月末現在で約8割（面積割合）の用地買収が完了している。

なお、別当川については、河川法（昭和39年法律第167号）第5条第1項に規定する2級河川であり、同法第10条第1項の規定により香川県知事が管理を行っている。

(2) 本件土地について

本件土地は落合池（あるいは落矢池）と称するため池で、登記簿によれば、地目はため池、地積は3,223 $m^2$ であり、登記簿表題部の所有者欄には「落合池水掛」の記載がある。また、昭和22年政令第15号（町内会部落会又はその連合会等に関する解散、就職禁止その他の行為の制限に関する政令）第2条の規定により、内海町に帰属したものとして、内海町長からの囑託により平成17年12月13日に内海町名義で所有権保存登記が行われ、また、平成18年2月9日に、同年1月10日売買を原因とする国土交通省への所有権移転登記がされている。

なお、本件土地について固定資産税は課税されていない。

(3) 本件土地の買収について

ア 県は、内海ダム再開発事業の用に供するため、本件土地を買収することとし、平成18年1月10日に内海町との間で土地売買契約（以下「本件契約」という。）

を締結している。その後、同年2月9日に、本件契約に基づき内海町から県への当該土地の引渡し及び囑託により国土交通省名義での所有権移転登記が行われている。

なお、国土交通省名義での所有権移転登記については、「香川県土木部用地事務取扱要領細則運用指針」（平成11年4月1日付11用B第53号）に定めるところにより行われたものである。このような取扱いは、地方自治法第245条の9第1項に規定する都道府県が当該法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準を示した「河川法に係る法定受託事務の処理基準等について」（平成13年4月27日国河政第36号国土交通省河川局長通知）において、河川工事の施行等により取得した河川区域内の土地については、引き続き、国有に登記を行うものとされたことを踏まえて行われているものであり、各県においても同様の取扱いがなされている。

イ 本件土地（底地）の土地代金7,896,350円については、本件土地はため池であり基準とすべきため池の取引価格がなかったことから、まず、周辺の土地利用の状況等から本件土地を水田であると想定して、近傍水田の取引価格を基にこの想定水田の価格（1 $m^2$ 当たり8,920円）を求め、その価格から水田とするための造成費相当額を控除して1 $m^2$ 当たりの単価を4,900円と試算し、さらに、水利権の存在により土地の利用・処分等に制限があることを考慮して、過去の収用裁判事例等を参考に50%の減価を行い、本件土地の1 $m^2$ 当たりの土地単価を2,450円と決定した上で、これに国土調査の成果に基づく登記簿上の面積3,223 $m^2$ を乗じて算定している。

ウ 本件契約の土地代金7,896,350円については、県の支出関係書類によると、平成18年2月9日付けの内海町からの請求書に基づき、同月10日に支出命令後、出納局における審査を経て、同月17日にその全額が内海町に支払われている。なお、この経費は、県の平成17年度一般会計予算の公有財産購入費から支出されている。

2 監査委員の判断

(1) 請求人は本件土地に関する県の所有権移転登記及び公有財産購入費（土地代金）の支払が違法であると主張しているが、これらの財務会計上の行為は本件契約の履

行としてなされたものであるので、まず、本件契約が違法又は不当あるいは無効であるのかについて判断する。

ア 本件土地所有者の確認について

本件契約の締結に当たって、県は所有者を確認するために、本件土地の登記簿を閲覧するとともに、登記簿上の所有名義人である内海町及び表題部に所有者として記載されている落合池水掛の関係者からの聞き取り調査等を行い、内海町を本件土地の所有者であると判断して本件契約を締結しており、所有者の確認方法に特に問題は認められない。

また、わが国の不動産登記には公信力は認められていないが、不動産登記法（平成16年法律第123号）はできる限り実体上の権利関係を反映させるため慎重な手続を定めており、かかる手続を経て登記簿上の所有名義人となった者は、当該土地の所有者として事実上の推定を受けると考えられるところ、本件契約の締結時に、本件土地についてこの推定を覆すに足りる事実とは認められない。

請求人は、「小豆島町（旧内海町）」による落合池水掛保存登記が依拠する「落合池管理組合」の設立、及び議決は違法といわざるを得ず、従って保存登記は違法である」旨主張しているが、当該保存登記は、不動産登記法第74条第1項第1号に基づき、内海町の囑託により行われたものであり、当該登記が違法であることを明確に根拠づける事実とは認められない。

イ 土地代金について

県では、公共事業の施行に伴う土地等の取得等及びこれに伴う損失補償については、県が制定した「香川県土木部の公共事業の施行に伴う補償基準」（平成11年4月1日11用B第1号）第1条の規定により、「公共用地の取得に伴う損失補償基準」（昭和37年10月12日用地対策連絡会理事会決定）及び「公共用地の取得に伴う損失補償基準細則」（昭和38年3月7日用地対策連絡会理事会決定）（以下「補償基準等」という。）に準拠して行うこととしている。そして、補償基準等によると、公共事業の実施により土地を取得するに当たっては、正常な取引価格をもって補償するものとされており、この正常な取引価格は、近傍地等の取引価格を基準とし、これらの土地及び取得する土地の位置、形状など価格形成上の諸

要素を総合的に比較考量して算定するものとされている。

県はこの補償基準等に準拠し前記1事実関係の確認の(3)イのとおり算定した価格で内海町と契約しており、その算定方法は合理性を有しており、県の取得価格は妥当なものであると認められる。

ウ 本件契約の締結手続について

本件契約の締結手続については、関係書類を調査した結果、財務関係規定に照らして、違法又は不当とする点は認められない。

以上のことから、本件契約については、違法又は不当あるいは無効とする事由は認められず、県と内海町の合意により有効に成立しているものと判断される。

(2) 次に、請求人は、本件土地についての所有権移転登記及び公有財産購入費（土地代金）の支払が違法であると主張している。これらについて判断する。

まず、所有権移転登記については、前記のとおり適正な手続を経て有効に成立した本件契約の履行として行われたものであり、不動産登記法の規定等に照らして、適正に行われていると認められる。

また、公有財産購入費（土地代金）の支払については、支出に関する関係書類を調査した結果、契約書に定めるところにより土地の引渡し及び所有権移転登記が完了したことを確認した上で、権限のある決裁権者の決裁を得て香川県会計規則（昭和39年香川県規則第19号）に基づき適正に行われていると認められる。

以上のことから、本件契約が違法又は不当あるいは無効ということはできず、また、契約の履行としてなされた所有権移転登記、当該登記完了後になされた公有財産購入費の支出については何ら違法又は不当な点は認められない。

したがって、県に「公有財産購入費支払いの返還を求め」という請求人の主張には理由がないものと判断する。

香川県公衆生活部

部長 宮田 浩二（部長） 副部長 宮田 浩二（部長） 課長 宮田 浩二（課長） 係長 宮田 浩二（係長） 係長 宮田 浩二（係長） 係長 宮田 浩二（係長） 係長 宮田 浩二（係長）

第六条の二において準用する同令第五条第二項の規定により公告する。

平成十八年六月六日

香川県収用委員会

一 書類の種類

平成十八年五月三十日付け審理及び現地調査の開始通知書

二 通知を受けるべき者の住所及び氏名

亡藤村要助 長男（氏名・住所不明）

亡藤村要助 次男（氏名・住所不明）

亡藤村要助 長女（氏名・住所不明）

三 書類の受領等

出頭の上、通知すべき事項を記載した書類の交付を受けること。

受領しないときは、平成十八年六月二十七日をもって通知があつたものとみなされる。

平成十八年六月六日印刷発行

印刷発行所

香  
川  
県  
庁

(購読料月極二千五百円)



古紙配合率70%  
白色度70%再生紙を使用しています